

台灣税務および投資法令 アップデート

2019年3月

所得税法

税務面で非協力的な国・地域に関する欧州連合(EU)の「ブラックリスト」への指定を回避するため、英領ヴァージン諸島(BVI)およびケイマン諸島(KY)等が現地で設立登記する事業主体について、「実質的活動」に関する新法令を制定

新法令によれば、英領ヴァージン諸島(BVI)およびケイマン諸島(KY)等の企業には経済的実質の有無についての報告書の定期的提出が要求され、この報告書を提出しない、または提出していても審査の結果、経済的実質を持たないと判断される場合、罰金が科せられることとなります。BVI および KY における新法の施行スケジュールは以下のとおりとなります。

項目	英領ヴァージン諸島 (BVI)	ケイマン諸島(KY)
法令発効日	2019年1月1日	2019年1月1日
第1回目の実質的活動報告書の提出日(暦年制の場合)	2020年6月30日	2020年12月31日
経済的実質の要件	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中核的な収益の創造に積極的に従事している。 2. 現地でランニングコストが生じている。 3. 運営施設/事務所を設置している。 4. 人数が十分かつ適任な従業員が現地で働いている。 	
持株会社以外	<p>実質的管理 (取締役会に関する要件)</p> <p>詳細規定の定めはまだない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 取締役会が現地で招集され、かつ招集頻度が適切である。 2. 取締役に十分な知識および能力が備わっている等。
持株会社	求められる経済的実質が比較的緩い	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一般の法定義務を遵守している。 2. 配置された従業員および運営施設が適切である。

PwC 台湾の見解：

会社はまず、グループの現行の組織、投資構成、取引フローを見直すとともに、海外に設置された会社の目的および機能、所在国・地域における実質性への法令上の要求、今後の展開を分析し、必要なアクションプランを検討されることをお勧めします。

また、現在台湾行政院で草案が作成されている「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」、「被支配外国法人(CFC)税制」および「実際的管理の場所(PEM)制度」の発効スケジュール等関連法令の進展に留意しながら、グループ全体の事業展開を改めて検討されることをお勧めします。

台湾行政院が「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」の草案を策定し、台湾企業による台湾の実体産業への回帰投資を奨励

海外から台湾への還流資金への課税軽減が検討されていますが、現状の「海外資金還流に関する管理・運用および課税条例」草案において、想定される方向性は下記のとおりです(最終案は未定)。

項目	説明
資金の適用範囲	「個人による海外資金」に軽減措置は適用されるが、「企業による海外資金」に適用されるかどうかは未定
資金の管理	専門口座による管理を要請
資金の運用目的	① 台湾内の実体産業への投資(「五加二」産業(注1)、介護、台湾政府の政策に関わる重要産業等が含まれる)。 ② 実体産業に関わる金融商品。
租税優遇措置	① 初年度に資金を戻し入れた場合は税率8%、2年目は10%。 ② 6大ブロックの特定産業(注2)の場合は税率を半減し、初年度が4%、2年目は5%(まだ検討中)。

注1：「五加二」産業とは、モノのインターネット(アジア・シリコンバレー計画)、バイオ医療、グリーンエネルギー技術、スマート機械、国防産業、新農業改革および循環型経済を指す。

注2：6大ブロックの特定産業とは、「五加二」産業、高付加価値製品、重要部品関連産業、世界サプライチェーンで重要な地位を占める産業、オリジナルブランドを有する国際マーケティング産業、国の指定する重点産業に関わる産業を指す。

PwC台湾の見解：

上記はまだ草案であり、今後の展開を注意深く見守る必要があります。なお、個人による海外資金の戻し入れについては、財政部は2019年1月31日付台財税字第10704681060号通達を公布し、台湾居住者である個人が海外から台湾に資金を戻し入れる際に課税されるかどうか

か、所得課税年度の認定および所得額の計算等について、規定を定めています。(詳細は台湾税務および投資法令アップデート2019年2月号をご参照ください)

台湾行政院で「産業創新条例」改正案が可決され、2019 年末に期限満了する租税優遇措置について期限が延長されるほか、「知能機械+5G システム導入に係るソフト・ハードウェア支出」に対する投資控除、「企業の未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」に関する条文を新設

改正のポイントをまとめると下記のとおりとなります。

改 �正 項 目	説 明
10 年延長 租税優遇策が10年延長され、2029年12月31日までの適用となった	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発投資額の控除 技術による現物出資の課税繰延 従業員報酬の課税繰延および税額の低い方を選択して課税可能 有限責任組合ベンチャー事業のパススルー課税 エンジエル投資家の投資額の半額控除
新 設 知能機械および5Gシステム支出の投資控除(第10条の1)	<ul style="list-style-type: none"> ① 施行期間：2019年1月1日から2022年12月31日まで。(最初の3年間は知能機械および5Gシステム支出が適用し、4年目は5Gシステム支出のみが適用する。) ② 当年度に納付する法人税額から支出額の5%を限度として控除する。または当年度より3年間の法人税額から支出額の3%を控除可能額合計の上限として控除する。 ③ 控除額は当年度に納付する法人税額および未処分利益課税額の30%を超えない。
新 設 未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免	<ul style="list-style-type: none"> ① 3年以内に行った実質的な投資で、かつ投資額が一定の金額以上の場合に未処分利益の減算項目に計上できる。 ② 「実質的な投資」は、工場、機械および装置、建設工事等工場建設に係るソフト・ハードウェア、技術サービス等が含まれる予定。
適用範囲の拡大 従業員報酬の課税繰延措置の選択の自由の適用範囲拡大	支配会社から従属会社の従業員へ、あるいは従属会社から支配会社従業員へ従業員報酬として株式を支給する際にはともに適用可能。

改 正 技術による現物出資/発明者の取得株式は税額の低い方を選択し課税可能	2年以上株式を保有している場合、株式を実際に譲渡する際に「取得日の時価」または「譲渡価格」のいずれか低い方で税額を計算できる。
改 正 有限責任組合ベンチャー企業のパススルー課税の適用形態	資金が一括で払い込まれるか、または初期の資本金額が比較的大きい(NT\$3億以上)有限責任組合ベンチャー企業については、短期投資対象の不足により租税優遇措置を適用できないことにならぬよう、毎年中央管轄官庁と出資総額を取り決めることができる。

会社法・証券管理に関する法律

公開発行会社の資金貸与および裏書保証に関する基準の改正

金融監督管理委員会が2019年3月7日に金管証審字第1080304826号通達を公布し、「公開発行会社の資金貸与および裏書保証に関する処理基準」の一部を改正しました。改正のポイントは下記のとおりです。

1. グループ企業間の資金調達・運用の柔軟性を高めるため、公開発行会社が直接および間接的に議決権のある株式を100%保有する外国会社による公開発行会社への資金貸与について、貸与する会社の純資産額の40%以内および期限1年という制限を排除。
2. 監査委員会を設置している公開発行会社について、他人への資金貸与および裏書保証に関する作業手続を制定または改定する際には、監査委員会の承認を経なければならないと明示。
3. コーポレートガバナンスを強化するため、独立取締役を設置している公開発行会社は、資金貸与または裏書保証で重大な違反があった場合には、監査役(または監査委員会)に書面にて知らせるほか、独立取締役にも書面にて通知し、資金貸与または裏書保証での重大な違反に対し策定した改善プランも併せて独立取締役に提出しなくてはならないと明示。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhiro.matsumuro@tw.pwc.com

www.pwc.tw/ja

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.